

環境省施策体系（目標体系）

施策 1．地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。

京都議定書における2008年から2012年の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。

目標 1-1．国内における温室効果ガスの排出抑制

2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年（1990年）総排出量の0.6%相当分の増加に抑制し、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量の1.2%相当分削減する。

また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を1995年比で基準年総排出量の0.1%相当分程度の増加に抑える。

目標 1-2．森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保

京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素ト(3.8%)を確保する。

目標 1-3．京都メカニズム活用の推進

我が国における京都メカニズム（CDM・JI・排出量取引）活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを取得する。

本施策を構成する具体的手段

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

- ・ 自主参加型の国内排出量取引推進事業や地球温暖化対策技術開発事業など、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策の実施。
- ・ 業務用冷凍空調機器からのフロン回収強化など代替フロン等3ガスの排出抑制対策の実施。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

- ・ 温室効果ガスの森林吸収源対策に関する国内体制整備。

【京都メカニズム活用の推進】

- ・ 有望なCDM/JI案件の実施可能性調査実施、国別登録簿の整備・運用、京都メカニズムクレジット取得事業の実施。
- ・ CDM/JIに関する途上国等人材育成支援。

施策 2 . 地球環境の保全

オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。

目標 2-1 . オゾン層の保護・回復

オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。

目標 2-2 . 酸性雨・黄砂対策

「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域における酸性雨問題の解決を目指すとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立及び国内モニタリングを進めることで黄砂問題の解決を目指す。

目標 2-3 . 海洋環境の保全

海洋環境保全に関する各条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。

目標 2-4 . 地球環境分野における国際協力・研究調査等

環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。

本施策を構成する具体的手段

【オゾン層の保護・回復】

- ・ 「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。
- ・ 「フロン回収破壊法」によるフロン類の回収破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、モントリオール議定書多数国間基金を通じた途上国におけるオゾン層保護対策等への支援。

【酸性雨・黄砂対策】

- ・ 「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。
- ・ 国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立。
- ・ 酸性雨、黄砂について、国内モニタリングの実施。

【海洋環境の保全】

- ・ 海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」などの地域的取組の実施。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

- ・ 国際的寄与・参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバル化と環境保全に関する取組の展開。
- ・ 世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。
- ・ アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 等の国際的な機関への支援。
- ・ 地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。

施策 3 . 大気・水・土壌環境等の保全

大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。

目標 3-1 . 大気環境の保全

固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。

目標 3-2 . 大気生活環境の保全

騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。

目標 3-3 . 水環境の保全

水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。

目標 3-4 . 土壌環境の保全

土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。

目標 3-5 . ダイオキシン類・農薬対策

ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。

本施策を構成する具体的手段

【大気環境の保全】

- ・ 固定発生源からの大気汚染に関する、規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。
- ・ 自動車排出ガスによる大気汚染に関する、規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。
- ・ 大気環境に係る科学的知見の充実、その他基礎調査の実施。
- ・ 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。

【大気生活環境の保全】

- ・ 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。

【水環境の保全】

- ・ 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定とその達成・維持に向けた適切な施策の実施。
- ・ 新環境基本計画戦略的プログラムに沿って、流域全体を視野に置いた、地下水涵養機能や水環境の保全に対する総合的な取組の実施。
- ・ 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。
- ・ 閉鎖性水域における汚濁負荷の発生状況、汚濁の蓄積状況の把握、効果的な負荷削減等対策の実施。底質、底生生物を含めた水環境の保全・改善。
- ・ 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。
- ・ 湧水の復活・保全のためのガイドライン作成等、総合的な支援策の実施。
- ・ 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。

【土壌環境の保全】

- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び汚染の除去等の措置の実施（市街地土壌汚染対策の実施）。
- ・ ダイオキシシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。

【ダイオキシシン類・農薬対策】

- ・ ダイオキシシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。

施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進

廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。

目標 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築

循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。

目標 4-2. 循環資源の適正な3Rの推進

各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。

目標 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。

目標 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。

目標 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等

廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。

目標 4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理

環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。

本施策を構成する具体的手段

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- ・ 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。
- ・ 3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- ・ 廃棄物処理法の適切な施行等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- ・ 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- ・ 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- ・ 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。
- ・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- ・ 不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。
- ・ 廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- ・ 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。

施策 5 . 生物多様性の保全と自然との共生の推進

生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。

目標 5-1 . 基盤的施策の実施及び国際的取組

生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。

目標 5-2 . 自然環境の保全・再生

原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。

目標 5-3 . 野生生物の保護管理

希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。

目標 5-4 . 動物の愛護及び管理

自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。

目標 5-5 . 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。

本施策を構成する具体的手段

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- ・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集・整備・提供。
- ・生物多様性国家戦略の見直し。
- ・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。

【自然環境の保全・再生】

- ・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。
- ・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。
- ・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。

【野生生物の保護管理】

- ・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。
- ・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。
- ・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。
- ・「外来生物法」に基づく、外来生物の国内における飼養等の規制、海外からの水際規制等の実施。

【動物の愛護及び管理】

- ・「動物愛護管理法」に基づき策定された動物愛護管理基本指針の推進。
- ・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための指導普及の推進。

【自然とのふれあいの推進】

- ・自然公園等の優れた自然を有する地域から、身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおける施設整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策及び適正利用に係る検討・調査等の実施。

施策 6 . 化学物質対策の推進

化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

目標 6-1 . 環境リスクの評価

化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価するとともに、そのための基礎データを収集する。

目標 6-2 . 環境リスクの管理

化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。

目標 6-3 . リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。

目標 6-4 . 国際協調による取組

化学物質関係の各条約（POPs 条約、PIC 条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。

目標 6-5 . 国内における毒ガス弾等対策

平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。

本施策を構成する具体的手段

【環境リスクの評価】

- ・ 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価とその基礎データの収集。

【環境リスクの管理】

- ・ 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。
- ・ PRTR データの集計・公表及び活用。

【リスクコミュニケーションの推進】

- ・ リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。

【国際協調による取組】

- ・ 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。

【国内における毒ガス弾等対策】

- ・ 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。
- ・ 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対する健康診査の実施、および医療費等の支給と治療の促進。

施策 7 . 環境保健対策の推進

公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。

目標 7-1 . 公害健康被害対策（補償・予防）

公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。

目標 7-2 . 水俣病対策

水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。

目標 7-3 . 石綿健康被害救済対策

石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。

目標 7-4 . 環境保健に関する調査研究

近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。

花粉症と一般環境との関係

本態性多種化学物質過敏状態（いわゆる化学物質過敏症）

環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査（一般環境中での電磁界ばく露、熱中症等）

本施策を構成する具体的手段

【公害健康被害対策（補償・予防）】

- ・ 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく公害健康被害に対する補償と予防。

【水俣病対策】

- ・ 水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化、情報発信及び総合的研究。

【石綿健康被害救済対策】

- ・ 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。

【環境保健に関する調査研究】

- ・ 近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子についての調査研究。

施策 8 . 環境・経済・社会の統合的向上

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。

目標 8-1 . 経済のグリーン化の推進

市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。

目標 8-2 . 環境に配慮した地域づくりの推進

情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。

目標 8-3 . 環境パートナーシップの形成

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。

目標 8-4 . 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成

NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。

本施策を構成する具体的手段

【経済のグリーン化の推進】

- ・可能な分野からの税制のグリーン化や税制上の優遇措置等の経済的措置の順次導入、及び地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税（温暖化対策税制）についての検討、等経済的手法の活用。
- ・事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI（社会的責任投資）等の金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。
- ・国及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や特定調達品目及び判断の基準の見直しの実施、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やLCA（ライフサイクルアセスメント）手法の検討・確立、等環境に配慮した製品・サービスの普及促進。
- ・環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- ・地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援。地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。
- ・公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。

【環境パートナーシップの形成】

- ・国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- ・環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習。

施策 9 . 環境政策の基盤整備

各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。

目標 9-1 . 環境基本計画の効果的実施

各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。

目標 9-2 . 環境アセスメント制度の適切な運用と改善

環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境アセスメント制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。

目標 9-3 . 環境問題に関する調査・研究・技術開発

環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種の研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。

目標 9-4 . 環境情報の整備と提供・広報の充実

環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。

本施策を構成する具体的手段

【環境基本計画の効果的実施】

- ・ 各主体における環境配慮の織り込みや環境白書を活用した普及啓発。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- ・ 適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。
- ・ 環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。
- ・ 戦略的環境アセスメントの導入にむけた検討。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- ・ 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、対策技術の開発など各種研究開発の実施。
- ・ 研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- ・ 環境情報の体系的な整備（収集、整理、加工）と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続の電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。
- ・ 国内外の環境政策・環境法制等の情報収集・研究。
- ・ 国、地方公共団体等における、行政研修（国際研修を含む）・分析研修及び職員研修の実施。